

戦前の修学旅行の年表

(明治7年～昭和19年)

年 代	一般的・教育的事項	修学旅行的事項	関 連 事 項
明治7年 (1874)	3.24 全国の戸籍表完成 (人口33,110,825)	5.11 大阪・神戸間鉄道開通	
明治8年 (1875)	1.8 文部省布達 小学生徒の学令、満6年から満14年まで。	(旧暦) 1.1 寺山観音初詣	1.1 永清館(矢板市小学校の前身) 下等8級生40名が寺山観音に初詣
明治10年 (1877)		8.2 芝公園博覧会見学	8月 東京攻玉塾(現在の攻玉社高・中学校)の記録「8月・校外授業として芝公園で開かれていた博覧会を見学、生徒にはよほど強い印象を与え、後校内で各自珍しい物を持ち寄り、陳列して、パンフレットを印刷して楽しんだ」
明治12年 (1879)		阪谷明蘆兵式体操採用を主張	●阪谷明蘆(文部省・司法省・内務省の高官)が小学校その他の学校における兵式体操の採用を主張し、福沢諭吉等の大反対を受けた。藩校教育の影響が根強く残されてきたのであろう。
明治16年 (1883)	7.2 官報第1号発行 7.6 「府県立師範学校通則」を制定		
明治17年 (1884)	2.15 学齡未滿の幼児小学校入学を禁止し、幼稚園の設立を勸奨 〔文部達〕	高知の小学校舟遊び 5.7 森有礼教育行政による 兵式体操の構想	3.16 高知市内の小学校連合 学務員とともに桂浜で舟遊びに興じた。 ●「森文相教育上奏文案」中に「…第一中学校以上諸学校ノ教科時間を割キ乃チ体操ノ一科ハ文部ノ管理ヲ離シテ之ヲ陸軍省ノ施措ニ移シ武官ヲ簡撰シ純然タル兵式体操ノ練習ヲ以テ之ニ任スルニ在リ…嚴肅ナル規律ヲ励行シテ体育ヲ致シ学生ヲシテ武毅順良ノ中ニ感化成長セシメ以テ忠君愛國ノ精神ヲ涵養シ嘗艱忍難ノ氣力ヲ煥發セシメ他日人ト成リ徴サレテ兵トナルニ於テハ其効果ノ著シキモノアラン」と兵式体操の採用を主張した。
明治18年 (1885)	8.19 府県立及び町村立学校に授業料を徴収すべきこととする。 10.20 メートル条約に加入調印 11.9 種痘規則を制定 11.18 府県立学校の兵式体操及び軽体操の教員養成と体操伝習所での実施を府県に通達 12.12 第一次伊藤博文内閣成立	8.27 東京女子師範学校を東京師範学校に合併 9.10 英吉利法律学校開校(中央大学の前身) 福岡豊津中学校の「遠足会」 9.19 東京動物学会設立 11.13 華族女学校開校 11.21 後藤牧太《小学生徒用物理書》(近代的理科教科書の先駆)	●福岡豊津中学校の遠足会 「従来当地生徒ノ氣質活発ナラス之ヲシテ活発ナラシメンニハ先ツ身体ヲ養生シ心意ヲ醒起スルノ運動ヲ以テ第一着トスルコト最得策ナラント思フ。体育ノ適宜ノ運動ヲ施スヲ以テ可トシ加之地方ニ在テ教育占メル所ノ地位ニ属スル利益經少ナラス就中博物ノ課業ニ於ケル其利最大ナル者トナス夫レ博物ノ業タル実地ニ就テ之ヲ学ハント欲セハ教室ニ於テ学ブノミヲ以テ足レリトセス必スヤ之ヲ山野ニ求メサルヘカラス此目的ヲ達スルハ地方ニ非スシテ何ソ他ニ求メン由テ去年九月下旬生徒一般ニ此意ヲ示シテ遠足会ナルモノヲ設立セシメタリ」
明治19年 (1886)	4.10 「小学校令」公布 「中学校令」公布 4.29 高等師範学校附属体操伝習所を廃し、体操専修科をおく(師	修学旅行の嚆矢 (東京師範学校の長途遠足) 3.6 陸軍大佐山川浩、現役のまま東京師範学校校長となる(師範学校の軍隊化	●東京師範学校長途遠足(大日本教育会雑誌より) 2月15日～21日 中小學師範学科生徒を千葉県下に長途遠足させた。その出発の日即ち2月15日午前7時30分生徒一同校内に結集、生徒100名が兵式体操用の鉄砲を携帯して東京より銚子方面に12日間にわたる徒歩遠足をした。生兵学・中隊学・発火演習等の兵式体操と同時

年 代	一般的・教育的事項	修学旅行的事項	関 連 事 項
明治20年 (1887)	<p>範学校体操教員を養成、生徒は陸軍歩兵下士官又は上等兵より募集)</p> <p>5. 10 文部省、教科用図書検定条例を公布〔省〕</p> <p>12. 9 「教科用図書検定要旨」を定める。</p> <p>1. 22 東京電灯会社、初めて電気灯に点火</p>	<p>始まる)</p> <p>3. 23 帝国大学、大学院規程を定める(大学院に関する最初の細則)</p> <p>5. 17 文部省、高等師範学校に寄宿舍の軍隊式生活管理と兵式体操による訓練とを訓令</p> <p>発火演習の始め</p> <p>2. 5 徳富蘇峰、民友社を創立</p> <p>4. 18 文部省、第二高等中学校を仙台に、第四高等中学校を金沢に各設立(5. 30 第五高等中学校を熊本に設立)</p> <p>修学旅行名称の初見</p> <p>6. 21 陸軍幼年学校設置〔勅〕</p> <p>9. 16 井上円了、東京に私立哲学館を開校(のちの東洋大学)</p> <p>修学旅行期日の規定</p> <p>修学旅行の意義</p> <p>10. 5 高等商業学校、東京盲啞<small>あ</small>学校、東京美術学校、東京音楽学校と各改称・改編(告)</p> <p>修学旅行の名称、法制化</p>	<p>に博物の観察、採集、文化財、文化遺跡の見学、各地学校訪問見学の校外学習的行事にも力点をおいた。高嶺学校長一同に向って長途遠足創始の主旨、遠足中研究すべき要件、地方人民に接する心得等を評論し、終わって校門を出発。船橋駅路より銚子港に達し、千葉に出て同月25日帰校した。沿道の処々において学術の実験体操の演習したことは少ない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●明治19年5月の「尋常師範学校ノ学科及其程度ノ第2条に、「……兵式体操は生兵学中隊行軍演習…」は兵式体操の行事演習の形式を基礎にしたものである。各学校間に普及しだした現状を追認する形でなされた。 ●豊岡小学校の遠足(兵庫教育史、同校日誌) 運動ノ為メ、校長神矢肅一外職員3名ハ中等第4級以上ノ男生徒ヲ引率シ、津居山港ニ向けテ遠足ヲ試ム…。 ●長野県師範学校生徒修学旅行(大日本教育会雑誌54号より) 「学術研究ヲ兼ネ兵事体操実地演習ノ為ニ本月6日校長以下職員、生徒一百余名ヲ引率シテ下高井郡平穩村渋温泉ニ旅行シ翌7日同地ニ滞在シ、近傍ノ地理地質ヲ検シ写景ヲ行ヒ且ツ隊列運動発火演習及ヒ捕鷄、旗拾、徒歩競争等ノ遊戯ヲナセリ。同8月同地ヲ発シ帰途沿道小学校ヲ參觀シテ帰ル。」 ●東京師範学校修学旅行の規定 「尋常師範学校設備準則」中に修学旅行は1カ年60日以内と規定されており、年数回に決めている。 <ul style="list-style-type: none"> 第1 6/16~9/10までの中 30日以上 第2 12/20~30 時宜により執行 第3 3/15~30 時宜により執行 第4 毎月1回 土曜日 1泊以下 上記規定は師範学校教育における修学旅行のもつ意義を高く認めたもの <ul style="list-style-type: none"> 1. 生徒ノ見聞ヲ博ムルノ利益 2. 生徒ヲシテ世態ニ通セシメ人生ノ苦楽ヲ実施セシムルノ利益 3. 教員ト生徒トノ間ニ親愛ノ情ヲ通スルノ利益 ●「修学旅行は定期ノ仕業中ニ於テ1ケ年60日以内トシ可成生徒常食費以外ノ費用ヲ要セサルノ方法ニ依リテ之ヲ施行スヘシ」(「設備準則」) ●滋賀県立彦根中学校(現在の県立彦根東高校) 修学旅行は毎年春秋2回全校生徒により行われ、京都・大阪・敦賀・饗庭野へと方面を変え、武装行軍で発火演習を兼ね、陸軍の演習・観兵式等の見学に4日間を要す。 <p>3. 31 第三高等中学校修学旅行(神陵小史より) 第2学期後の休業を期して第1回の修学旅行を奈良</p>
明治21年 (1888)	<p>1. 12 「小学校ノ学科及其程度」中改正(隊列運動を兵式体操と改める)</p> <p>8. 21 文部省、尋常師範学</p>	<p>2. 3 文部省、「紀元節歌」を府県・直轄学校に送付</p> <p>奈良地方への記録の初見</p> <p>5. 5 文部省、特別認可学校規</p>	

就学率は
16.5%
(実際の
通学率は
27%)

戦前の修学旅行の年表

年 代	一般的・教育的事項	修学旅行的事項	関 連 事 項
明治22年 (1889)	<p>校設備準則を定める (職員数、設備備品、生徒給与品等を規定、修学旅行法制化) 〔訓〕 12.28 文部省、直轄学校に対し学生生徒の活力検査(健康検査)を毎年4月に行うよう訓令(学校身体検査の初め)</p>	<p>則を定め、私立7法律学校に文官高等試験受験資格を与える反面、規制を強化〔省令〕 9.15 文部省、尋常師範学校教員に執務中制服を着用させる〔訓〕</p>	<p>・月ヶ瀬・笠置方面に試みた。行を共にする者、職員21名、生徒99名、職員は総長(折田彦市)以下学事監督、動植物、地理、歴史、測量、図画等専任指導者等、生徒は軍隊に擬して1個中隊に編成し、4箇の小隊に分った。沿道歓迎、名所旧跡を訪ね、両軍に別れ発火演習(奈良の春日野)をした。 4.9 第一高等中学校(同校記録より) 4月9日武州府中地方に2泊行軍を行う。蓋し本校宿行軍の初例であろう。</p>
	<p>2.11 大日本帝国憲法・皇室典範発布 衆議院議員選挙法公布(直接国税15円以上納入者で25歳以上の者に選挙権) 10.9 文部省、教員学生生徒の学術講演・演説の際、現在の政務に関する事項を可否討論せぬよう訓令 12.19 文部省、天皇・皇后の<御真影>を高等小学校へも下附通知</p>	<p>7.1 東海道線新橋・神戸間全通 修学旅行の旅費 女学生の修学旅行の初見 9.15 札幌農学校に兵学科設置・屯田兵士官の養成をはかる(前文相森有礼らの兵農一致論に基づく) 11.1 帝国大学関係の歴史学者を中心に、史学会第一回会合 兵式体操は形式的で見学見物中心のもの 徒歩修学旅行</p>	<p>●第三高等中学校明石地方の修学旅行の費用(神陵小史) 4泊5日、明石方面、旅費金1円である。 内訳 「有馬ニテ宿泊料18銭」、「神崎川渡賃参厘」「伊丹村ニテ宿泊茶代7厘」、「神戸ヨリ大阪マデ汽車賃貳拾銭」等があつて、差引残金6銭3厘を払戻ししている。 7.20(明治事物起源より) 「山梨女子師範学校生徒一同、体力養成、実地修学のため京都地方へ旅行せり。之を女学生修学旅行の嚆矢となす。女学生15名、職員男女7名、富士川を下り、静岡に達するや、同県女子師範学校生徒の送迎あり。餞別の歌を送りて歓待す。それより京都・三重を視察し帰途8月3日、文部省を訪れる。榎本大臣、辻次官等これを壮とし、樓上の高等官応接所にて面謁し、旅行中の談を聞き、生徒に氷水など与えたり、当時はこの位の修学旅行は大旅行なりしなり。」 ●青山師範学校(現在の東京学芸大学)(卒業生回想) 「小生(土上新作氏)入学シタノハ明治22年9月デ……学校行事ノートシテ、年々行事ト称スルモノガアツテ、鉄砲担イデ日光ヤ筑波ヤ房州ヤ鎌倉ナドヘ泊リガケデ出掛ケマシタ。行事ト云ツテモ一種ノ修学旅行、地方見物ノ様ナモノデシタ……」 ●第三高等中学校 春には4日、帰り3日すべて徒歩で吉野に行った。「帰途木津から山崎まで船に乗ったが、溝淵現校長がザンプと川に飛び込んで拔手を切って船をリードされた。」(林森太郎氏談)もこの時のことである。</p>
明治23年 (1890)	<p>1.18 富山県下に米騒動起こる(各地に波及) 5.25 大日本教育会、全国教育会の代表者を集め、全国教育者大集会を開く(～5.30、1道3府38県880人参加)</p>	<p>6.12 [勅] 東京農林学校、帝国大学に合併、農科大学となる 修学旅行費 9.21 日本法律学校、開校式(設立者山田顕義ら、後</p>	<p>●第五高等中学校(現在の熊本大学) 修学旅行決算書 9泊10日「一金4円 旅費8泊分一金50銭、1泊分追給高 計4円50銭、預り高内仕払分金1円56銭、9泊宿泊料汽車賃等(当時宿泊費1日90銭、当時白米10キロ50銭)(当</p>

年 代	一般的・教育的事項	修学旅行的事項	関 連 事 項
明治24年 (1891)	10.30 「教育ニ関スル勅語」 発布	の日本大学)	時の学費は第一高等学校の学則によると、授業料年額20円、寄宿寮費1か月90銭とある。この費用と比較すると、修学旅行費は生徒にとってかなりの負担)
	11.25 第1通常議会招集	内国勸業博覧会見学	●栃木県中学校女子部（現在の県立宇都宮女子高校） 「内国勸業博覧会参観ノタメ……女生徒21名…宮城拝観及各学校等ヲ参観シ、同29日帰校。」
	12.26 東京・横浜に電話交換局設置	兵式体操と見学・見物併修	●京都師範学校（現在の京都教育大学）の記録 「明治23年東京に開催された第一回内国勸業博覧会の見学旅行にも全生徒は武装して加藤校長自ら引率、軍歌を高唱しつつ東上、銀座を行軍して……東京見学の際には校長の令兄大学総長加藤弘之博士邸を一同が訪問し、博士より支那問題の講演を聴き邸内の芝生に執銃教練、柔軟体操を演じて博士の査閲を受けた……」
	10.31 文部省、教育勅語の謄本を全国の学校に頒布し、その趣旨の貫徹に努めるよう訓令、12.25直轄学校に対し、天皇親署の教育勅語を下付〔訓〕	11.22 皇典講究所を母体として国学院、開院式	●真宗京都中学校（現在の大谷高校） 行程 京都二条駅－丹波・園部－下大久保（泊）－福知山（泊）－音無川（船）－岩戸－宮津－天之橋立－宮津（船）－舞鶴港（泊）－若狭－高浜（泊）－和田（船）－小浜－熊川（泊）－近江地－今津（船）－琵琶湖（船）－大津－逢坂山－大谷 仏教系の中学でありながら、北京都の皇大神社・天皇祭への遙拝式に参列した、のどかな修学旅行風景である。
	11.3 帝国大学、教育勅語奉読式（東京工業学校、東京府尋常師範学校、東京府尋常中学校等でも同時に実施）	修学旅行の行程	●長野県上伊那高等小学校伊那富分校の記録 「百聞は一見に如かずとの理論を根拠として干茲修学旅行を試む……新事物に接し新現象に会ふの優れるを信じ、之に換ふるに此旅行を以てせり。先づ2日間に諏訪地方を一周せんことを予定す……修学上の利益は蓋し尠からざるべし。生徒の過半即ち3年2年1年合せて82人を3隊に分ち、各隊1人の行進長を置き其隊の行進を司らしめた……。」1日の徒歩行程は約5里、製茶業地、諏訪の温泉地、天然ガスの噴出地等、明治中期（修学旅行初期）に小学校として周到な計画のもとに統制のとれた旅行が実施できたこと驚かざるを得ない。
	3.24 度量衡法公布（基本単位は尺・貫）	諏訪湖一周修学旅行	●東京府尋常中学校（現在の東京都立日比谷高校） 3年生 大宮公園 1泊の徒歩往復の旅 4年生 箱 根 2泊 5年生 日 光 2泊
	5.11 露国皇太子遭難（大津事件）	6.17 小学校祝日大祭日儀式規程を定める〔省〕（国家祝祭日における学校儀式の内容・方法を一定）	●愛知県尋常中学校（現在の県立旭丘高校の記録） 1週間にわたり柴田校長心得ほか教諭・学僕各2名と生徒5年生15人、4年生10人引率。 コース 知多半島－常滑（船）－伊勢・志摩（植物標本採集）、毎年同様な修学旅行を実施したが、いろいろの弊害も出て廃止した。
	4.8 小学校設備準則を定める（小学校の施設・設備に関する法令の初め）	9.1 日本鉄道上野・青森間全通	●夏季休業及び期末休業など、なるべく適當の時期を選び、教員をして生徒を率いて修学旅行をなさしめ、
	6.10 府県会議員定数規則公布〔勅〕	10.7 文部省、小学校修身科で必ず教科書使用通牒	
	12.14 中学校令を改正、公立尋常中学校府県各1校の制限撤廃、又高等女学校を尋常中学校の一種とする〔勅〕	学年別修学旅行 修学旅行の方面	
明治25年 (1892)	2.15 衆議院議員臨時総選挙施行	11.17 小学校教則大綱を定める〔省〕（小学校制度の基本構造確立）	
	5.21	文部大臣訓令 修学旅行奨励	

戦前の修学旅行の年表

年 代	一般的・教育的事項	修学旅行的事項	関 連 事 項
明治27年 (1894)	<p>関東で天然痘流行 (全国で患者33,779人、死者 8,409人)</p> <p>6. 21 鉄道敷設法公布</p> <p>9. 19 文部省、小学校の教科書に生徒用と教師用との2種を設ける〔告〕</p> <p>11. 29 教科書検定秘密漏洩事件起こる</p> <p>12. 15 国立教育期成同盟会小学校教育費国庫補助の実現を衆議院に請願</p>	<p>3. 25 文部省〔省〕教科用図書検定規則を改正し、検定基準を強化 旅費の捻出</p> <p>7. 11 文部省、＜尋常師範学校ノ学科及其程度＞を改定公布〔省〕(師範教育の要旨を定め、学理の講究よりも躬行実践を重視。＜倫理＞を＜修身＞と改める。</p> <p>7. 11 尋常師範学校生徒の定員等の改定〔省〕</p> <p>6. 10 神戸－広島開通</p>	<p>山川郊野を跋涉して、その身体及び精神を鍛練するとともに、知見を広めんことを務むべし</p> <p>●山口県赤間関商業高校 「5月17日、午前伊東雄次郎氏来話。商業高校生徒修学旅行に広島迄赴く事にし、その費用は各生徒自弁なれども、一時立替のため市長石川良平氏より借入を150円なすに付、内田吉三郎へ証人を乞いしところ関谷にも証人相成らば共に調印するとの事に付…修学旅行の義には面白からぬ話あるに付注意を話し、校長に前世話掛の人々に協議することを促す…更けて伊東氏来る、松尾、西尾に協議したり、明日出立の都合に付証書調印を乞いて、帰れり、5月18日今朝借用主伊東雄次郎氏より債主石川良平に差入れの証書に内田氏と共に証人の調印をなす。皆済期限6月なり」。校長の教育に対する信念・情熱を感じる。</p>
	明治28年 (1895)	<p>4. 17 日清講和条約調印 (下関条約)</p> <p>5. 1 朝鮮から114人の留学生来日、慶応義塾に入学</p> <p>6. 8 日露通商航海条約に調印</p> <p>6. 12 〔省〕 文部省、高等女学校教科書検定制を制定</p> <p>11. 8 遼東半島還付条約調印</p>	<p>武装行軍旅行</p> <p>1. 29 文部省、高等女学校規程を公布〔省〕(高等女学校に関する独立規程の初め、尋常小学校4年修了で入学、修業年限6年)</p> <p>1. 31 京都に我が国初めての市電開通</p> <p>7. 9 高等師範学校、寄宿舎の軍隊的分団組織を廃止(学生寮仮規則を制定)</p>
明治29年 (1896)	<p>2. 7 戦死者の遺族には小学校授業料を免除。</p> <p>3. 15 日本郵船、欧州定期航路開始(8. 1 北米航路開始)</p> <p>4. 4 日独通商航海条約調印</p> <p>8. 17 学齡未滿の就学禁止</p>	<p>実業見学の修学旅行</p> <p>2. 4 貴族院、小学校修身教科用図書の国費による編纂建議案を可決。</p> <p>中学校修学旅行のコース</p> <p>3. 24 市町村立小学校教員年功加俸国庫補助法公布</p>	<p>●山口県赤間関商業学校(現在の下関商業高校) 11泊12日、関西方面(大阪・神戸)へ、商業学校の性質から、各種取引所・会社・工場・商品陳列所等平常の学習と密接な関係のあるところを設定。旅行中の行動には団体行動、グループ行動、自由行動の三者が適当に配置、円滑に、無駄なく消化された。生徒自体の意識もかなり真剣であった。</p> <p>10. 11 姫路中学校のコース(兵庫県教育会雑誌、明29. 11月号) 生野－豊岡－城崎－丹後・宮津－舞鶴－若狭－小浜－近江・大津－宇治－笠置山－奈良－郡山</p>

年 代	一般的・教育的事項	修学旅行的事項	関 連 事 項
明治30年 (1897)	<p>3. 15 「学生生徒身体検査規定」を定め、直轄学校に年2回の定期検査を義務づける。</p> <p>6. 22 京都帝国大学設置</p> <p>7. 21 文部省、小学校1校当たり10学級程度を標準とすべき旨訓令（児童数が過多となるのを防ぐ。1900. 8. 21小学校令施行規則により12学級以下となる）</p> <p>12. 17 文部省、小学校と師範学校とにおいて、なるべく男女別学にすること、高等女学校の設置を積極的に計画すること等訓令</p>	<p>小学校の徒歩旅行</p> <p>1. 4 市町村立小学校教員俸給の平均月額を定める。 〔勅〕（尋常小学校本科正教員は16～12円、高等小学校本科正教員は20～18円）</p> <p>1. 11 文部省、学校清潔方法を訓令〔訓〕（学校衛生のため、日常的、定期的、浸水後の各清潔方法を示す）</p> <p>小学校の兵式体操形式旅行</p> <p>5. 4 道府県に地方視学を設置 〔勅〕（地方長官の指揮により小学校教育を視察</p> <p>5. 5 地方視学職務規程を公布〔省〕）</p>	<p>5. 5 出石郡弘道小学校の遠足（兵庫県教育史） 午前10時出発、久美浜より湯島（城崎）にかけて、2泊3日の予定にて遠足運動をなす。高等3、4年（現在の中学校1、2年）男子65名、同2年男子37名、同1年男子37名、同女子46名及び尋常4年男女17名、合計209名、職員6名訓導、准訓導2名計8名、町役場より町長以下3名、町内より6名、ラッパ手2名、小使等4名、合計26名付添えり、ラッパ手参加は途中行軍中吹くことによって、生徒たちを元気づけるためである。約60キロの行程を小学生が3日間で踏破するのは相当以上の強行軍であろう。宿泊地では地元の小学校や役場から生徒に菓子、教員などには酒をもてなされ、大いに歓迎をうけた。5月7日一行は無事帰着した。</p> <p>●長野県塩尻東小学校の学校日誌 児童を中隊編成に組織し、遠行運動を実施した。 「午後遠行運動ヲ挙行シ……其模様左ノ如シ、第一中隊第二中隊ハ塩尻町ヲ上リ金井ヲ経、上四条ヲ下リテ西福寺ニ至ル。第三中隊は塩尻町松本屋ノ小路ヨリ上四条ニ出テ、西福寺に至ル。女生凡テ此隊ニ属ス。斯テ凡テ落合フマデ西福寺ニ待合ス……」</p>
明治31年 (1898)	<p>1. 12 市町村立学校に学区を置く旨公布</p> <p>3. 31 文部省、東京の公立小学校が学齡児童の1/6しか収容していない状態を問題視し、東京市に増設を命ず</p>	<p>長途修学旅行の批判</p> <p>学年制修学旅行</p> <p>12. 1 文部省、小学校教科書の府県採択制をやめ、各学校の自由採択とする。</p>	<p>●6月第9回北海道教育会議は長途「修学旅行」の可否について議論した。その結果、宿泊旅行は教育的に望ましくないとの結論を得た。北海道はその後、宿泊旅行は好ましくないという訓令を出した。</p> <p>●埼玉師範学校の明治31年の修学旅行は「今年ノ修学旅行ハ分レテ三地方ヘ行クコトニナリヌ。第二年級ハ動植物採集ノ目的ニテ房総地方ヘ……第三年級ハ歴史等研究ノ目的ニテ鎌倉横須賀ノ辺ヘ向ヒ……第四年級ハ学校参観及社交等の目的ニシテ兼ネテ山川跋涉シ勞苦ヲ閲センガ為ニ両毛地方」に旅行している。</p>
明治32年 (1899)	<p>2. 7 「実業学校令」公布（中等程度の実業学校に関する最初の統一的法令、中学校と並立する実業学校制度成立）</p> <p>3. 6 衆議院、小学校修身教科書の国費による編纂を建議</p> <p>5. 18 万国平和会議ハーグ</p>	<p>不参加者について</p> <p>6. 28 文部省、幼稚園保育及設備規程を制定〔省〕（幼稚園に関する最初の単行法令）</p> <p>7. 10 明治天皇、東京帝国大学卒業式に行幸、優等卒業生に銀時計下賜</p> <p>幼年学校学年制旅行</p> <p>11. 11</p>	<p>11月 旧制第三高等学校（神陵小史） 明治27年より廃絶していた修学旅行を再興。 「世の学生風紀の頹廢に一清風を送り、三高健児の腕壯鉄脚をのべて日頃のうつをやらんため、2泊3日の行程、数百の壮士は6日間、武装きびしく、校旗敬礼の式を終り、ラッパの響き、軍歌を歌いつ行軍、大津兵營を見学、南北両軍に分れ、戦斗を行った。この行軍の不参加者半数を越えた。その理由として費用の点もあるはずだが、あるいは我が校の伝統的にもつ欠点の一つではなからうか」と述懐している。</p> <p>●仙台陸軍幼年学校（一生徒の回想） 「1年生の時に仙台市より約5里の作並温泉に1泊</p>

戦前の修学旅行の年表

年 代	一般的・教育的事項	修学旅行的事項	関 連 事 項
明治33年 (1900)	で開く。26か国参加	図書館令を公布〔勅〕 (図書館に関する最初の 単行勅令、私人による図 書館の設立を認め、また 図書館職員の任免・身分 等についても規定)	2日の修学旅行。 2年生の時、石巻へ1泊旅行、往路は汽車と徒歩、 帰路は松島湾を船行、瑞巖寺、塩釜神社を拝し、汽 車にて帰校。 3年生の時は会津若松方面へ3泊旅行した。磐梯山 への登山、三忠碑(伊達政宗・葦名氏の激戦地)、 戦史の講話等である。」
	8.3 文部省、公認の学校 において宗教上の儀 式・教育を行うこと を禁止		
	3.7 未成年者喫煙禁 止法公布	小学校の宿泊禁止	10.15 兵庫県訓令第68号により
	3.10 治安警察法公布	8.21 文部省、小学校令施行規 則を制定〔省〕	「修学旅行等ノ目的ヲ以テ、宿泊ヲ要スル地ニ児童 ヲ引率スルガ如キハ、小学校ノ事業トシテ穩当ナラ ザルヲ認ム」として小学校の宿泊旅行が禁止された。
	3.14 電信法公布	中学校の学年制修学 旅行	●神戸中学校の学年制修学旅行(兵庫県教育史、「神 戸中学校校友会誌」第2号)
	3.27 学校生徒の喫煙を禁 止	8.25 文部省、小学校教科用図 書を児童用・教員用・教 授用(掛図類)の3種に 分けて検定〔告〕	5年 10/4～ 9泊10日 紀伊・和歌山地方 4年 10/7～ 7泊8日 京都・大和地方 3年 10/7～ 6泊7日 紀伊・和歌山地方 2年 10/8～ 5泊6日 山城・近江地方 1年 10/8～ 5泊6日 県下東播地方
	5.24 内務省、18才未満の 者の娼妓になること を禁止	徴兵猶予の特典	1月 京都中学校
	8.14 北清事変	7.4 文部省、直轄学校外国委 託生に関する規定を制定 〔省〕(日清戦争後、ア ジア諸国からの留学生が 増加したため、'01.11.11 文部省、入学規程制定)	「従来宗教学校にして徴兵猶予の特典を与えられる ことなく……公然宗教を教授する学校にして徴兵猶 予の特典を得しものは吾真宗京都中学校を以て嚆矢 とす(「宗報」明治33年2号)」
	8.20 小学校令を全面的に 改正(尋常小学校を 4年制に統一、義務 教育の授業料を徴収 せず)		
	3.5 「中学校令施行規則」 を制定	5.27 山陽線全通	●文部省令第3号に
4.1 北海道でアイヌ児童 教育規程を実施	3.5 文部省令第3号中学校令 施行規則を公布(兵式体 操分離)	「第13条……体操ハ普通体操及兵式体操トシ普通体 操ニ於テハ……兵式体操ニ於テハ柔軟体操、機械体 操、各個教練、小隊教練及中隊教練ヲ授クヘシ…」 兵式体操が体操科の中に位置づけられたので、必然 的に修学旅行と分離した。	
明治34年 (1901)			
明治35年 (1902)	1.30 日英同盟協約調印	満韓修学旅行	7.21 福岡市福岡商業学校(現在の市立福岡商業高校)
2.24 各師範学校の入学禁 止の各種障害を公示	3.25 国語調査委員会を設置 〔勅〕(文部大臣監督の もとに国語国字問題を調 査、13年まで存続)		将来の海外発展を企図し、その教養を授けるために 清語教授を開始する。中国語の授業は卒業生の海外 発展を期すためである。 同校2年生の「韓国行商日記」によれば、30日の期 間、木浦・鎮南浦・平壤・仁川・京城等へ見学と実 習の修学旅行を行なった。
3.28 広島高等師範学校設 置	自由形式修学旅行 (小学校)	●東京都福生市第一小学校	
臨時教員養成所設置			
7.9 文部省、各地に学校 騒動続出のため、訓 令を発する	4.25 文部省、高等学校大学予 科入学試験に総合試験制 を採用〔告〕(受験者の		「4月3日(晴)午前8時頃乙訓先生の寄宿する牛 浜の清水慎一氏宅に集まった。一行の服装は先生は 洋服、生徒は皆羽織袴に脚絆の草履ばき、拝島の渡 船を渡り八沢峠を越え……神奈川県相原に出で… …原町田を過ぎ……鶴間という一寸した宿場につい た。午後四時頃だったが、朝からの行程10里程で大
小学校へ の就学率 初めて90 %を上ま わる。			

年 代	一般的・教育的事項	修学旅行的事項	関 連 事 項
明治36年 (1903)	12.17 教科書疑獄事件起こる	増加に対処、同一日に同一出題、成績順に希望校へ配当)	<p>変疲れ片田舎の小さい旅人宿に宿す。神奈川県を縦断し、江の島・鎌倉・横須賀等を見物、帰路は鉄道利用の4泊5日の修学旅行である。」</p> <p>明治のこの時代、小学校の修学旅行はほとんど規定がなく、各小学校は自由に計画、実施していたようである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●兵庫県内務部長通牒により、「宿泊ヲ要スル旅行、第4学年以上ノ生徒ニ限り、1ケ年ニ1回、3泊以内」という制限が出された。これは修学旅行が単なる娯楽旅行に墮し、かえって教育上弊害が多いという理由に基づくものであった。 ●水戸商業学校（現在の県立水戸商業高校）の記録 4泊の予定、コースは水戸（蒸気船）－祝町（徒歩）－鉾田（蒸気船）－鹿島神宮－佐原（香取神社）－銚子（犬吠灯台見学）、兵式体操形式と分離して純然たる見学・見物に終止した。
	3.27 専門学校令制定	9.2 東京専門学校、早稲田大学と改称	
	4.13 小学校令一部改正 （国定教科書制度成立）	8.22 東京電車鉄道、新橋品川間開業 中学校の日数制限	
明治38年 (1905)	10.1 東京浅草の電気館開場（常設映画館の初め）	兵式体操分離	<ul style="list-style-type: none"> ●水戸商業学校（現在の県立水戸商業高校）の記録 4泊の予定、コースは水戸（蒸気船）－祝町（徒歩）－鉾田（蒸気船）－鹿島神宮－佐原（香取神社）－銚子（犬吠灯台見学）、兵式体操形式と分離して純然たる見学・見物に終止した。 5.2 神奈川県師範学校 房総半島を1週間見学し千葉師範との茶話会、学校との懇談会、学校訪問等、師範学校修学旅行の一般的なものであった。
	3.10 奉天占領	11.10 文部省、小学校の校舍校地等を公の集会等に使用することを許可	
	5.27 日本海海戦	11.2 文部省、＜清国人ヲ入学セシムル公私立学校ニ関スル規定＞を制定〔省〕	
明治39年 (1906)	9.5 日露講和条約調印 （ポーツマス条約）		<ul style="list-style-type: none"> ●旧制山口高等商業学校（現在の山口大学経済学部） 設立教育方針に 「第3、本校の卒業生は成るべく満韓地方の実業に従せしむる目的を以て教育すること……」とある。 第一回満韓修学旅行 全行程31日間、韓国統監伊藤博文、釜山税関長、奉天領事館官補、第一銀行支店長等40人の人を訪問、講話を求めた。「各方面を訪問視察して調査したる結果と報告書として各自より提出」することを規定する。 ●福岡県立中学修猷館（現在の県立修猷館高校） 「卒業後の視野を弘め、活躍すべき智識を得しめることを主目的とする」 コース、博多－門司－大連－奉天－鉄嶺－遼陽－撫順－安東－平壤－京城 実施研究費として生徒修学旅行費の一部を補助。
	1.7 第一次西園寺公望内閣成立	3.31 鉄道国有法公布 満韓旅行	
	3.31 東北地方大凶作、窮民救済事業を実施	旅行報告書に評点	
	6.9 学生思想風紀につき訓令（社会主義を排除）	6.29 私立哲学館大学、東洋大学と改称	
明治40年 (1907)	6.31 日露戦争による戦没者孤児のため「帝国愛育院」を設立		<ul style="list-style-type: none"> ●旧制山口高等商業学校（現在の山口大学経済学部） 設立教育方針に 「第3、本校の卒業生は成るべく満韓地方の実業に従せしむる目的を以て教育すること……」とある。 第一回満韓修学旅行 全行程31日間、韓国統監伊藤博文、釜山税関長、奉天領事館官補、第一銀行支店長等40人の人を訪問、講話を求めた。「各方面を訪問視察して調査したる結果と報告書として各自より提出」することを規定する。 ●福岡県立中学修猷館（現在の県立修猷館高校） 「卒業後の視野を弘め、活躍すべき智識を得しめることを主目的とする」 コース、博多－門司－大連－奉天－鉄嶺－遼陽－撫順－安東－平壤－京城 実施研究費として生徒修学旅行費の一部を補助。
	11.26 南満洲鉄道会社設立	3.31 鉄道国有法公布 満韓旅行	
	3.21 小学校令を改正、尋常小学校（義務教育年限を6年に延長、高等小学校を2年もしくは3年制とする）	女学生の長途旅行	
明治40年 (1907)	7.30 第1回日露協約調印 この年労働争議激増	2.17 清国の要求により、早稲田大学・中央大学で中国革命党に関係している中国人留学生39人が退学させられる。	<ul style="list-style-type: none"> ●旧制山口高等商業学校（現在の山口大学経済学部） 設立教育方針に 「第3、本校の卒業生は成るべく満韓地方の実業に従せしむる目的を以て教育すること……」とある。 第一回満韓修学旅行 全行程31日間、韓国統監伊藤博文、釜山税関長、奉天領事館官補、第一銀行支店長等40人の人を訪問、講話を求めた。「各方面を訪問視察して調査したる結果と報告書として各自より提出」することを規定する。 ●福岡県立中学修猷館（現在の県立修猷館高校） 「卒業後の視野を弘め、活躍すべき智識を得しめることを主目的とする」 コース、博多－門司－大連－奉天－鉄嶺－遼陽－撫順－安東－平壤－京城 実施研究費として生徒修学旅行費の一部を補助。
	8.31	4.17 文部省、付属小学校に特別学級設置を勧奨	

戦前の修学旅行の年表

年 代	一般的・教育的事項	修学旅行的事項	関 連 事 項
明治43年 (1910)	英仏露3国協商成立 5. 14 ロンドンで日英博覧会を開催 7. 4 第2回日露協約調印 8. 22 韓国併合の日韓条約調印、8. 29韓国を朝鮮と改称	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">訓育重視</div> (修学旅行が単なる観光的旅行に流れることのないよう、平常の学習指導、生活指導と密着し得るような考案が各校独自の立場から打ち出されていた。) 7. 31 高等小学校において手工・農業・商業を必須科目とする〔勅省〕(実業的教育を強化) <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">修学旅行中</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">文部大臣の訓諭</div>	どの関西名所旧跡、神社などを歴訪した」と。 ●茨城県立水戸中学校(現在の県立水戸第一高校) 「修学旅行の際、解放感のあまり、忘れかけた悪質の悪戯を行なった者があったので、ついに校長は以後修学旅行を禁ずることに至り、その後今日まで本校だけは遠距離の修学旅行を行っていない」 ●長野県師範学校附属小学校 師範学校は明治20年以来毎年修学旅行を実施してその価値を高く評価しているが、同校附属小学校の記録では、明治43年10月に至って、「10月8、9日初めて修学旅行を行う。尋常科5、6年は上田・別所へ、高等1、2年は松本、諏訪へ」 ●新潟県尋常師範学校(大日本教育会雑誌) 校長教頭以下職員8名、生徒138名、去る5月17日発程長途修学旅行ヲナシタリ。而シテ其途次諸学校ヲ参観シ或ハ動植物標本等ヲ蒐集シ、24日東京ニ着、1週間滞在同31日帰途ニ就ケリ、其東京ニ滞セル中子爵森文部大臣及び野村普通学務局次長ニ謁シテ訓諭ヲ得タル由。 5. 18福岡県立朝倉中学校(現在の県立朝倉高校) 「朝鮮を目撃せしむることは内地の名所見物以上に必要である」 旅行行程、門司出帆-仁川-鎮南浦-平壤-京城-釜山、27日帰校。 ●県立山梨県高等女学校(大正2、3同窓会報、山梨県教育史) 第1日 中央線によって塩尻經由名古屋泊 第2日 伊勢参拝・奈良 第3日 奈良市内見学・桃山御陵参拝 第4日 京都市内見学 第5日 帰路静岡泊 第6日 江ノ島見学鎌倉泊 第7日 横須賀を経て横浜泊 第8日 帰甲 ●沼田中学校修学旅行の規定 1. 修学旅行ハ、平素学習セル知識ヲ確實ニシ身体ヲ鍛練し、徳行ヲ発揚スルヲ以テ本旨トス。 2. 京都大阪奈良、伊勢方面旅行ニ於テハ、伊勢神宮桃山御陵参拝ハ必ず之ヲ行フベシ。 3. 神社仏閣に詣ズル際ニハ、表心敬虔ノ念ヲ以テシ苟クモ不敬ノ行為アルベカラズ。 ●東京府立第六中学校(現在の都立新宿高校)の生徒心得第9章には、「修学旅行ハ本校ノ教育方針ニ基キ敬神崇祖ノ実践ヲ旨トシ旧蹟ノ探訪地誌の研究産業ノ見学ヲナシ兼ネテ団体的訓練ニ資スルモノトス第一、第四学年ハ伊勢大神宮橿原神宮桃山御陵等ニ参拝シ併セテ京阪地方ノ名所旧蹟ヲ訪フモノトス」
明治44年 (1911)	4. 3 日英通商条約に調印 7. 13第3回日英同盟協約調印 8. 21 警視庁・特高課設置	7. 31 高等小学校において手工・農業・商業を必須科目とする〔勅省〕(実業的教育を強化) <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">修学旅行中</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">文部大臣の訓諭</div>	
明治45年 (1912)	3. 28 在朝鮮日本人子弟のための初等及び女子中学教育機関を公立とする。 4. 13 樺太に中学校を設置 7. 8 第3回日露協約調印 7. 30 明治天皇崩御、皇太子嘉仁親王践祚、大正と改元	3. 1 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">山陰線開通</div> 6. 15 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">新橋・下関間で、展望車つき、1・2等特別急行列車の運転開始</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">伊勢神宮参拝の旅(行程)</div> 7. 3 大阪天王寺に、通天閣を中心とする新世界ルナパーク開業 7. 6 第5回オリンピック、ストックホルムで開催	
大正元年 (1912)			
大正2年 (1913)	2. 10 再開の議会を、護憲派の民衆取巻く 4. 23 帝国飛行協会設立 7. 16 小学校令改正、教員免許状を府県で授与するよう全国的に統一 10. 6 日本政府、中華民国を承認	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">修学旅行の規定</div> 1. 28 文部省、学校体操教授要目を定める (兵式体操を教練改称) <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">敬神崇祖の教育</div> 7. 12 京都帝大総長沢柳政太郎、7教授に辞表を提出させる(京大沢柳事件)	

年 代	一般的・教育的事項	修学旅行の事項	関 連 事 項
大正3年 (1914)	8.23 ドイツに宣戦布告 文部省、教育関係者 に対し、戦時下教育 並びに学生・生徒・ 教職員の心得につい て訓令	神社仏閣参拝 7.2 東京帝大法科大学、4 年の修業年限を短縮し、 3か年で卒業できるこ ととする(8.29 京都帝大 法科大学も同措置)	●下関市立下関商業学校 「本年はわが校創立30周年に当たり、凶らずも皇太 后崩御あらせられたが、修学旅行は学習上得る所多 く、殊に京、阪神地方の商工業状況の实地見学は1 日も等閑に附すべからず、桃山両御陵、伊勢神宮に 参拝、国運隆昌を祈願す。300名の予定が430名参 加の盛況であった。」
大正7年 (1918)	5.16 日華軍事協定締結 7.23 米価暴騰、富山県下 に米騒動起こる	修学旅行は生徒鍛練 の場 4.1 北海道帝国大学を設置 4.30 東京女子大学開校	●群馬県立前橋中学校 「夏季修学旅行団と称して夏休中に3年生以上の希 望者を募り、身体検査に合格したる者に対して1日 約8、9里行程の徒歩旅行を沼田・清水越で新潟県 に入り、直江津を経由して海岸沿いに親不知まで行 軍」
大正11年 (1922)	3.10 平和博覧会を東京上 野に開催 4.8 国語調査会、常用漢 字2000字を決定 10.30 学制領布50年記念式 典挙行(「学制五十 年史」刊行)	12.13 文部省、公民教育調査 委員会を設置(公民科設置 の初め) 小学校女子も1泊以 内の旅行ができる 12.28 文部省、小学校教育費の 整理・節約を訓令〔訓〕	●群馬県教育史より 小学校女子の宿泊については、大正6年5月26日女 子師範学校で開かれた第9回郡市連合教育会々議に よって「小学校児童の修学旅行に付、尋常科第六学 年以上にありても男女同一の取扱せられん事を其筋 に建議すること」の建議が出された。これにはすぐ には実施することにはならなかったが、大正11年11 月の通達によって女子も1泊以内の旅行ができるよ うになった。
大正12年 (1923)	3.30 工業労働者最低年令 法公布(14才未満者 の就業禁止) 10.30 文部省主催、成人教 育講座を初めて大阪 で開催(以後毎年各 地で開催)	10.28 東海道本線復旧・全 通 軍艦見学・海軍生活 体験 12.14 震災の救護活動の中から 東京帝大セツルメント組 織され、この日創立総会	8月群馬県立前橋中学校の記録 約1週間、2名の教員に引率された40名の生徒、横 須賀軍港で軍艦に乗船、見学と海軍生活経験を実施。 「軍艦見学は其の後も行なわれたし、軍港内見学も 出来たようである。機密がもれるということを警戒 して対岸を通る汽車の暗幕まで閉めさせたのはずっ と後のことである」
大正13年 (1924)	4.30 全国小学校連合女教 員会創立 10.25 明治神宮外苑競技場 施工(10.30 第1回 神宮競技大会開催) 11.12 全国学生軍事教練反 対同盟結成	満韓旅行 3.3 全国水平社第3回大会 (小学校に於ける差別待 遇の撤廃)を決議、 5.29 岡山県財田小学校 の差別事件で少年水平社 の児童、同盟休校、 6.17 校長ら謝罪。	●京都府師範学校(現在の京都教育大学) 13年度から朝鮮・満洲方面の旅行に変更され、生徒 は新領土の朝鮮と我が国と密接不離の関係にある満 洲に関する知見を拡め得ることとなった。 ●兵庫県立女子師範学校(現在の神戸大学教育学部) の記録には、「9月21日……初めて上級の満洲朝鮮 見学旅行を施行、本日出発、10月3日元気よく帰校 した。本校の見学旅行としては最も拡張された企で ある。」
大正14年 (1925)	4.13 「陸軍現役将校配属 令」公布(中学校以 上で現役将校による	おそい付属小学校の 修学旅行 4.1 文部省、師範学校規程と	●明治19年修学旅行の嚆矢とされる東京高等師範学校 (現在の筑波大学)でも同校付属小学校で本格的な 修学旅行の実施に入ったのが実に大正14年のこと であり、それ以後毎年卒業児童に伊勢神宮参拝せしめ

戦前の修学旅行の年表

年 代	一般的・教育的事項	修学旅行的事項	関 連 事 項
大正15年 (1926)	学校教練を実施) 5. 5 衆議院議員選挙法改正 (25才以上の男子に選挙権を与える)	改称 (省) 10. 12 第6回極東熱帯医学大会開催 (最初の国際学術会議)	<p>る為の旅行を試みている」、あるいは「伊勢皇大神宮・橿原神宮参拝、毎年各部6学年児童は、3泊4日の参拝旅行を行った」。実施上の教授指導法の訓練が欠けているようである。</p> <p>●山梨県訓令甲第98号に (山梨県教育史) 「第1条、公立中学校ニ於テ生徒ノ修学旅行ヲ為サシムルトキハ本規程ニ依ルベシ 第2条、宿泊ヲ要スル、修学旅行ハ最終学年7泊8日以内トシ、ソノ他ノ学生ニアリテハ3泊4日以内トス、但シ修学年限5箇年ノ学校ニアリテハ第4学年ニ於テモ7泊8日以内ノ旅行ヲ為スコトヲ得。 第3条、修学旅行ハ参加生徒数当該学年生徒数ノ十分ノ八以上ナルヲ要ス。 第4条、宿泊ヲ要スル修学旅行ヲ為サムトスル場合ニ於テ学校長ヨリ知事又ハ市長ノ指揮ヲ受ケムトスルトキハ施行十日前に左記事項ヲ具申スベシ……」</p>
	1. 15 京都学連事件に関連して全国の社研学生を檢挙し始めた (初めて治安維持法適用)	山梨県修学旅行の規定 2. 19 帝国教育会、婦人団体、女子学生ら全国連合女子教育大会開催 (~2. 20、女子高等教育促進、機会均等要求運動盛ん)	
昭和元年 (1926)	12. 25 大正天皇崩御、皇太子裕仁親王踐祚、昭和と改元	5. 21 岡田文相、学生、生徒の社会科学禁制を高校・高専に通達。	<p>●東京都目黒区碑小学校の記録 「昭和初年から卒業旅行とって、地下足袋姿で、伊勢・奈良・京都方面へ、3泊4日の旅が恒例になったが、……のちには参宮旅行とって秋に出発した。区になってから区の小学校6年生全部がブロックごと貸切列車で出発した……」</p>
昭和2年 (1927)	6. 18 日独文化協会設立 11. 22 中学校、高等女学校、高等学校等の入学試験制度改正 (入学準備の弊害除去のため内申書重視を指示)	12. 30 東京上野、浅草間に最初の地下鉄開通 小学校の連合修学旅行 4. 1 師範学校卒業者の現役服務、1年間から5か月となる〔法〕	
昭和3年 (1928)	1. 23 日ソ漁業条約調印 2. 20 普通選挙法による最初の衆議院議員選挙実施 2. 11 第2回冬季オリンピック、サンモリッツで開催、日本スキー選手初参加	満韓旅行の見学地 2. 24 陸軍省 (学校教練及青年訓練修了者検定規程) を公布〔省〕 (学校教練も成績に加え合否の判定) 海軍生活体験 4. 17 文部省、学生・生徒の思想傾向の匡正、国民精神の作興を訓令〔訓〕	<p>●京都府立宮津中学校 (現在の府立宮津高校) (生徒の回想文) 「……一行40余名は森田校長、職員一名引率のもとに出発、最初に驚いたのは、禿山と広軌鉄道、人情風俗習慣、京城 (京都に似たる)、平壤 (市街美)、鴨緑江、ジャンク船等不思議な対象にうつった。」</p> <p>●東京開成中学校 (現在の開成学園高校) 「5年生は第4回関西旅行に5月31日~6月5日まで出かけた。戦艦山城に便乗して横須賀出港、翌朝伊勢湾から始まった。開成に於てはもとより、他校に於いても、或は空前絶後のことであつたかもしれない……」</p>
昭和4年 (1929)	1. 24 文部省、小学校における入学試験準備教育禁止を府県に通達 3. 28 国宝保護法公布 7. 15 日本航空輸送会社定期旅客輸送開始 8. 19	軍艦見学記 7. 1 文部省に社会教育局を設置、また学生課を部に昇格、思想対策を強化〔勅〕 精神教育重視 9. 1 文部省、国体観念明徴、国民精神作興のため、教	<p>●和歌山県和歌山中学校 (現在の県立桐陰高校) 軍施設、軍艦見学記 「鉄の錆と油で黒ずんだ上、部厚な鉄板、得体の知れない鉄の形状、海を覆ふ巨艦の煙等々、呉海軍工廠内に醸す雰囲気の原因を成している。すべてが壮且大であつて……」</p> <p>●群馬県立沼田中学校 引率教諭4名の「修学旅行復命書」によると、「小銭等、依命昭和4年2月10日ヨリ同17日マデ7泊8日間関西方面ノ修学旅行ニ付添別紙報告書ノ通り見</p>

年 代	一般的・教育的事項	修学旅行的事項	関 連 事 項
	ドイツ飛行船、ツェッペリン号来日	化動員を実施、その主旨を各学校に訓令〔訓〕	学指導シ候間此段及復命候也……中略…」 宮城遙拝、明治神宮参拝、伊勢神宮参拝、奈良市の古代文明美術工芸、京都市の御所拝観等敬神思想の普及に努めている。
昭和6年 (1931)	1.10 文部省、中学校施行規則を改正（法政・経済を公民科に、柔・剣道を必修とする）	海軍兵学校の洋上航海 7.1 文部省、省内に学生思想問題調査委員会を設置	●海軍兵学校卒業生の記録 「卒業式終了と同時にそのまま遠洋航海を実施した……卒業式場を出れば、2隻よりなる練習船、出雲、八雲は早や濛々たる黒煙をあげて我等の乗艦を待っていた。服の香も新しい候補生服に着換え、教官や生徒や家族達の熱誠に送られつつ艦隊に乗り組めば、司令官の訓示終って直ちに出発、莊重なる軍艦行進曲と、生徒たちが漕ぎ寄せる総短艇に送られつつ江田島を出る」。3～6か月かけての修学旅行、アメリカ航路、豪州航路、欧州航路、時には世界一周もあった……。全航海165日、アメリカ西海岸－パナマ運河－東海岸－パナマ－太平洋－日本、寄港先25港、総行程約27,000マイル、親善、洋上訓練、遺跡・施設・大学など見学、海軍学校創設（明治9年）直後より長く持続維持された。修学旅行がいかに教育的価値が高く評価されたかの証拠である。
この年 学生、生徒（中等学校以上）の〈左傾思想事件〉	7.1 文部省、省内に学生思想問題調査委員会を設置	（'32.5.2〈学生生徒左傾の原因及対策〉を答申）	
頂点に達する（395件、学校処分 991人）	9.18 関東軍参謀ら、満洲占領を企てて奉天郊外柳条湖の満鉄線路を爆破、関東軍司令官本庄繁、これを中国軍の所為として総攻撃を命ず（満洲事変始まる）	10.27 内務省、通牒の中で教員給与の未払 687町村、教員 8,782人、総額64万8,000 円と発表、以後更に増加	
	9.24 政府、満洲事変に関し不拡大方針の第1次声明を発表	10.27 愛国社の指導下に、愛国学生連盟結成（この頃、学生の右翼組織拡がる）	●陸軍工科学校（9.20） 2年生は卒業間近となり、校外の見学実習盛んなり。電工科は本日午前11時出発、宇治山田へ向かい、21日伊勢神宮参拝、奈良見物の上入洛、22、23日は京都市内の日本電池、松風工業を見学し、24日朝帰校。
昭和10年 (1935)	2.4 中学校入学考査に関し、試験問題は小学校教科書の範囲を超えないよう通達	軍関係学校の実地見学・名所見物 この年 学生、生徒（中等学校以上）の左傾思想事件）、頂点、395件	●陸軍幼年学校（回想記録） 「……2年の時の関西旅行で伊勢神宮、吉野、奈良、三笠山、飛火野、猿沢の池、京都、軍艦金剛（最後の日）に乗艦等純然たる見学の見物形式に徹している点驚きである。
昭和11年 (1936)	2.26 陸軍部隊一部反乱（2.26事件）	軍関係学校の見学中心旅行	●海軍兵学校、海軍機関学校、海軍経理学校合同の遠洋航海明治9年より昭和15年まで続いたが、「海軍三校を卒業した少尉候補生は軍艦マーチと帽振れに送られて、練習艦であこがれの万里の鵬程につく。3～6か月かけての修学旅行で、アメリカ航路、豪州航路、欧州航路、時には世界一周もあった…」と洋上訓練という形で総括実習するとともに、一般社会の見聞知識を広めるを目的とした。
	3.24 メーデー禁止を全国に通達（以後引き続き禁止）	海軍連合学校遠洋航海体験旅行 2.17 内務・外務・司法・文部の4省会議、華僑学校（東京）の教科書を排日的とし、教科書改定などを命令。	●静岡県立浜松第一中学校（現在の県立浜松北高校） 4月下旬最後の修学旅行となって、この後中止された。5年生は20日の夜行出発、翌朝京都着、伏見桃山に向かい、御陵、乃木神社参拝、奈良市内、法隆寺見学、橿原神宮参拝の後……。4年生も20日の夜行で東上、21日9時前日光着……。その日は東京泊、22日は……。東京見物、特に靖国神社には祈願をこめて参拝。
昭和13年 (1938)	1.29 学籍簿を改正、教科目の成績を10点法とする（「小学校令施行規則」中改正）	鉄道輸送の統制強化のため修学旅行は急速に姿を消す	
	4.1 国家総動員法公布（5.5施行）	8.15 警視庁、盛り場で〈サボ学生狩〉、3日間に3,486人検挙、誓約書提出、宮城遙拝	

戦前の修学旅行の年表

年 代	一般的・教育的事項	修学旅行的事項	関 連 事 項
昭和14年 (1939)	3. 30 大学における軍事教練を必修とすることを各大学に通達 5. 12 ノモンハン事件発生	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">建国奉仕隊としての修学旅行</div> 4. 26 青年学校を義務制とする〔勅〕（満12歳以上19歳以下の男子）	<ul style="list-style-type: none"> ●群馬県立前橋中学校（現在の県立前橋高校） 建国奉仕隊という名で時間労力奉仕、建国以来2600年記念に榎原神宮の整地労力奉仕に3時間、奉仕場では建国奉仕隊の歌が場内いっぱい流れる中に作業が進行していた。
昭和15年 (1940)	7. 22 第2次近衛文麿内閣成立 8. 1 近衛内閣、基本国策要綱発表（「大東亜共栄圏」初めて唱えられる） 9. 27 日独伊3国同盟成立 11. 10 紀元2600年式典挙行	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">東京府教育局は満韓旅行禁止</div> 6. 20 野外演習、集団勤労作業以外の学校単位の旅行自製の指示 6. 22 文部省、修学旅行の制限を通牒（'43以後全面中止） 8. 30 文部省学生に観劇制限	<ul style="list-style-type: none"> ●東京府教育局の「生徒児童の中華民国、満洲国への旅行に関する件」なる通牒に、 「……今般其ノ筋ヨリ達シノ次第モ有之当分ノ間生徒児童の標記地方ヘノ旅行ハ其学校ノ行事タルト学校以外ノ主催タルトヲ不問左記要項ニ依リ之ヲ禁止又ハ制限相成ル趣ニ付御了知相成度……」 ●仙台陸軍幼年学校は昭和15年の「修学旅行」の名称が「訓練旅行」に変わり昭和16年6月まで継続した。昭和18年度の訓練旅行 工場、水戸の弘道館、常盤神社、好文館、彰考館、内原訓練所、香取神社、水郷めぐり、徒歩6キロの靈山神社、国防諸施設、産業振興の状況の見学視察をした。
昭和16年 (1941)	3. 1 「国民学校令」公布 4. 13 日ソ中立条約調印 12. 8 太平洋戦争起こる	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">勤労体験学習による修学旅行</div> 8 月 学生生徒、団体旅客等の鉄道運賃割引停止 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">最後の修学旅行</div>	6. 1 群馬県立前橋中学校 6. 1 出発、明治神宮参拝後夜行列車に乗って車中泊、伊勢、奈良、京阪を見学して、5日には宮城前広場で勤労奉仕した後帰校。 <ul style="list-style-type: none"> ●山口県立厚狭高等女学校（現在の厚狭高校）の記録 2泊3日の旅行、別府－阿蘇－熊本－太宰府の九州半周の旅行にとどまった。翌年から全廃。
昭和17年 (1942)	1. 9 学徒動員命令発令 4. 18 米陸軍機、日本本土初空襲 10. 30 学制頒布70年記念式典挙行（「学制70年史」を刊行） 5. 26 日本文学報国会創立	1. 20 文部省に国民錬成所設置〔勅〕（中等諸学校教員に学寮制で錬成を行う） 5. 21 大東亜建設審議会（大東亜建設に処する文教政策）を決定 国語審議会、標準漢字表を答申	10. 24 長野県立長野商業学校（現在の県立長野商業高校）の記録 事変のため暫らく中絶していた修学旅行が戦勝所願の神社参拝に名をかりて漸く許可になり、10月24日、2泊3日の予定で5年生123名、二見浦、伊勢神宮、榎原神宮、奈良、名古屋城等、この時の服装は全員戦闘帽にゲートル着用。リュックサックを背負い、分隊中隊編成で、終始軍隊式の行動をとった。昭和16年以降になって、少数ではあるが、修学旅行の実施に踏み切った学校があるのは注目すべきである。
昭和18年 (1943)	9. 8 イタリア無条件降伏 9. 24 文部省、学校体育大会一切禁止	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">最後の修学旅行</div> 文部省に国史編修準備委員会を設置〔勅〕	<ul style="list-style-type: none"> ●東京第一師範学校附属国民学校（現在の東京学芸大学附属世田谷小学校）実施記録 桃山御陵、伊勢神宮、奈良、京都の参拝・見学をした。学校教職員と保護者が困難な時期に一体となって、この修学旅行を実現させたものである。
昭和19年 (1944)		4. 1 旅行を制限（旅行証明書発行・特急・寝台・食堂車廃止）	